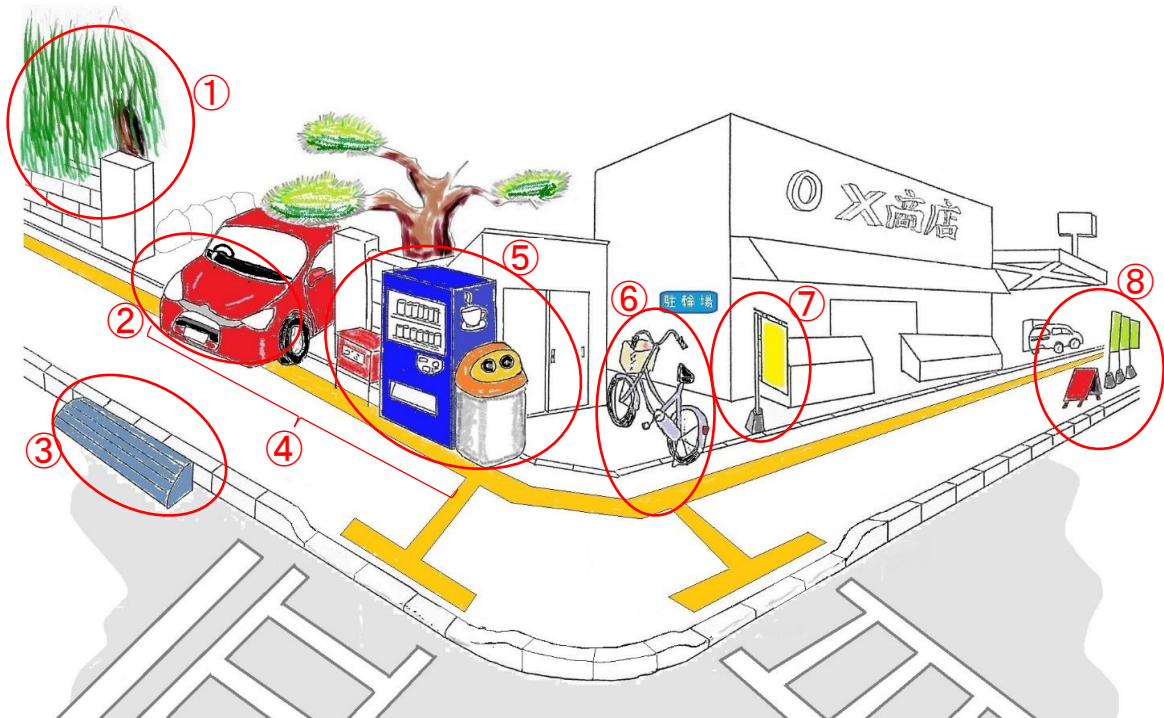


道路を安全に使用するために

道路はみんなが使う公共財産です。
使用する際は、次の点にご注意ください。



- ①私有地から道路に伸びた枝は、歩行者や車が走る際の妨げになるため、枝払いなどを適切に行ってください。
- ②車の保管場所として道路を使用することは禁じられていますので、私有地内から突出しないように保管してください。
※「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年6月1日法律第145号）」
- ③車道と歩道の段差を解消するため車道にスロープを設置することは、車や自転車の通行の支障となり大変危険ですので行わないでください。
- ④歩道に設置されている点字ブロックは、視覚障害者が利用する大切な施設なので、上及び近くに物を置かないでください。
- ⑤道路敷地内にゴミ集積箱や自動販売機を置くことは、歩行者や自転車の通行の妨げになりますので、設置しないでください。
- ⑥駐輪スペースを飛び出して自転車を置くと、歩行者や自転車の通行の妨げになりますので、決められた場所から飛び出さないように駐輪してください。
- ⑦のぼり旗を設置する際、旗が道路敷地内に突き出ていると、歩行者や自転車の通行の妨げになるため、私有地内で収まるように設置してください。
- ⑧立て看板を道路敷地内に設置することは、公益的又は非営利目的で一時的な期間のもの以外認めていません。また旗ざおについては公益上又は祭典等で臨時的なもの以外認めていません。詳しくは市町村を管轄している事業課又は各出張所にご相談ください。

・その他道路敷地内に移動式花壇や工事に使用する足場などを設置する際は、道路管理者に占有許可申請をする必要があります。

※道路占有許可を受ける場合、道路法に基づく許可基準等がありますので、申請内容によっては許可されない場合や内容の変更をしていただく場合があります。